

令和5年度 千葉市スクールカウンセラー採用候補者募集要項

千葉市教育委員会
令和4年9月

千葉市教育委員会では、児童生徒や保護者・教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて適切な相談に応じるスクールカウンセラーを次のとおり募集します。

1 応募資格

次の(1)～(8)のいずれかに該当する者

- (1) 公認心理師または公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者（令和5年3月末までに、資格取得見込みの者を含む）
- (2) 精神科医
- (3) 学校教育法第1条に規定する大学の心理学または心理学隣接諸科学の学部・学科の教授、准教授または講師（常時勤務をしている者）
- (4) 大学院研究科において、心理学を専攻する博士課程前期又は修士課程を修了した者で、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- (5) 大学院研究科において、心理学隣接諸科学を専攻する博士課程前期又は修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、2年以上の経験を有する者
- (6) 4年制若しくは短期大学を卒業した者で、心理学又は心理学隣接諸科学を専攻し、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- (7) 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- (8) 諸外国で、上記(4)または(5)のいずれかと同等以上の教育歴及び2年以上の心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務の経験を有する者

※平成30年度募集より、年齢制限を廃止

2 採用予定人数

令和5年度予算編成により決定

令和4年度採用実績79名（スーパーバイザー若干名を含む）

3 勤務条件等

（勤務場所（以下、「配置校」と記載）、勤務時間等については、令和4年度の実績）

- (1) 任用形態
会計年度任用職員
- (2) 任用期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
（条件付任用期間（原則1か月）あり、再度任用の可能性あり）
- (3) 配置校
千葉市内の市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・教育支援センター（ライトポート）
※中等教育学校は併設する中学校に含む（以下同様）
- (4) 業務内容
スクールカウンセラーは、配置校の校長や教育委員会の指揮監督の下に、以下に掲げる職務を行う。
 - ① 児童生徒へのカウンセリング
 - ② カウンセリング等に関する教職員及び保護者への助言及び援助
 - ③ 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集
 - ④ 児童生徒のカウンセリング等に関し、配置校等において必要と認められるもの

(5) 勤務時間

① 年間活動週数

35～40週

② 活動頻度

小学校・高等学校・特別支援学校・教育支援センター(ライトポート) 毎週1回
中学校 毎週2回

③ 1回当たりの時間数

小学校・特別支援学校 3時間

小学校大規模校等・高等学校 4時間

中学校 4～7時間

教育支援センター(ライトポート) 7時間

④ 年間活動時間数

小学校・特別支援学校 年間120時間(原則として週1日3時間勤務)

小学校大規模校 年間160時間(原則として週1日4時間勤務)

高等学校 年間140時間(原則として週1日3～4時間勤務)

中学校 年間280時間(原則として週1日7時間勤務)

中学校大規模校 年間420時間(原則として週2日・1回5～7時間勤務)

教育支援センター(ライトポート) 年間280時間(原則として週1日7時間勤務)

※上記は令和4年度の実績であり、今後変更となる可能性がある。

(6) 休憩時間

1日6時間を超える場合は45分以上とする。

(7) 所定勤務時間を超える勤務の有無

原則としてなし。

(8) 休日

原則として、土曜日、日曜日及び祝日法に定める休日並びに年末年始。ただし学校事情により変更になる場合もある。

(9) 報酬等

① 報酬(地域手当を含む)

・公認心理師、臨床心理士(精神科医・大学教官)は、1時間当たり5,500円

・準ずる者(上記以外)については、1時間当たり3,570円

※上記は令和4年度の金額であり、今後変更となる可能性がある。

② 通勤手当 実費相当額を本市規定により支給する

(10) 保険の適用について

社会保険及び雇用保険の適用はない。

(11) 公務災害等

労働者災害補償保険法に定めるところにより補償する。

(12) 服務

地方公務員法上の服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等)が適用されるとともに、懲戒処分等の対象となる。

4 募集期間

令和4年9月30日(金)～令和4年11月4日(金)

5 応募手続

次の書類を簡易書留で郵送にて提出する。令和4年11月4日(金)必着のこと。

- (1) 「千葉市スクールカウンセラー採用候補者登録申請書」(所定用紙)別記第1号様式
 - ・履歴事項に心理臨床に関わる資格が記載されている場合には、それを証明するものの写しを必ず添付すること。募集期間に合格通知等の提出が間に合わない場合は、合格通知等が届いたら速やかに写しを送付すること。
- (2) 履歴書(スクールカウンセラー用)(所定用紙)
- (3) 面接日希望票(所定用紙)
- (4) 返信用封筒(長形3号封筒に84円切手を貼付し、応募者の郵便番号、住所、氏名(様まで)を記入したもの)

*** (1)「登録申請書」(2)「履歴書」(3)「面接日希望票」について**

下記のいずれかの方法で、所定用紙をご用意ください。

①直接取りに来る。(配布場所：千葉市教育委員会学校教育支援課)

②千葉市のホームページからダウンロードする。

千葉市→(組織から探す)→教育委員会事務局→学校教育部・教育支援課→お知らせ

・「登録申請書」

・「登録申請書記入例」

・「履歴書」

・「面接日希望票」

・「応募関連書類記入上の留意点」

6 応募書類の提出先及び問合せ先

千葉市教育委員会学校教育支援課 スクールカウンセラー担当

〒260-8730 千葉市中央区問屋町1番35号(ポートサイドタワー11階)

TEL 043-245-5935(休日を除く9:00~17:00)

※なお、令和5年3月上旬に予定している新庁舎移転に伴い、電話番号が変更される可能性があります。最新の情報は、ホームページにてご確認をお願いいたします。

7 選考方法

(1) 書類等審査(第一次)

- ① 応募書類を審査のうえ、令和5年度千葉市スクールカウンセラー採用候補者として登録する。ただし、令和4年度に千葉市スクールカウンセラーとして採用されている方は、応募書類に今年度の勤務状況等を加味して審査する。
- ② 書類審査の結果は、返信用封筒にて送付する。

(2) 面接(第二次)

採用候補者として登録した者には、面接を実施する。

① 面接日

令和4年12月5日(月)~16日(金)の予定

※土、日曜日は除く。

② 会場

千葉市教育委員会総務課会議室他(千葉ポートサイドタワー12階)

③ その他

詳細については、書類審査の結果と併せて通知する。

8 選考基準

- ・千葉市の学校教育と教師の職務について理解している。
- ・スクールカウンセラーとしての専門性を持ち、資質と適性を有している。
- ・スクールカウンセラーとしての意欲、態度を有している。
- ・組織への適応力、社会性、協調性を有している。

9 採用までの流れ

- (1) 採用候補者の中から面接により選考し、選考基準に達したと判断された者を合格者とし、千葉市スクールカウンセラー採用予定者として名簿に登載する。名簿の登載期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。
- (2) 面接の結果については、令和5年2月中旬に千葉市教育委員会から通知する。また、電話での合否の照会については応じない。
- (3) 千葉市教育委員会は、採用予定者の中から経験、勤務可能地域、通勤時間等を考慮して千葉市教育委員会の会計年度任用職員として千葉市立小・中学校等に配置する。
- (4) 不合格者のうち、成績上位者は、補充採用候補者として名簿に登載する。この場合、欠員が生じ、補充の必要のある場合のみ当該名簿から採用するものであり、採用が保証されるものではない。補充採用候補者登録有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日とする。欠員が出た場合、年度途中の採用もある。

10 その他

- (1) 応募資格及び報酬等勤務条件は、令和4年度のものであり、諸条件により変更する場合もある。
- (2) その他、登録・採用に当たって必要なことは、千葉市教育委員会として別に定める。
- (3) 応募する際に提出された書類の返却はしない。
- (4) 登録・採用スケジュール（予定）

登録申請	令和4年11月4日（金）までに必着
書類審査の結果	11月下旬に通知（面接日も通知）
面接	令和4年12月5日（月）～12月16日（金）に実施 ※土日は除く
採用内定及び 補充採用候補者決定	令和5年2月中旬に通知
配置校決定通知	令和5年3月中旬に通知
採用	令和5年4月1日～令和6年3月31日